

# 令和5年10月1日開始 消費税「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」

## インボイス制度とは

売り手が買い手に対し正確な適用税率や消費税額を伝えるための手段  
登録番号や消費税額などの一定の事項が記載された書類や電子データ  
(請求書、納品書、その他これらに類するもの)をいう

**注意:** インボイスが発行出来るのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られ、登録申請が出来るのは課税事業者です。申請が受け付けられると、登録番号(T+13桁の数字)が通知されます。令和5年10月1日から適格請求書発行事業者になる場合、令和5年3月31日までに登録申請を行ってください。

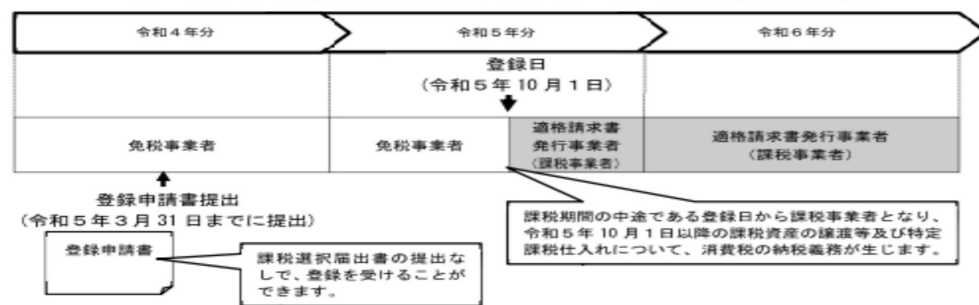
**留意点:** 登録申請を行うかどうかは事業者の任意です。買い手側からインボイスの交付を求められるかどうかは事業の実態等によりますので検討ください。  
\*登録申請までにはまだ日にちがあります一度ご相談にお越しください。  
\*前号(189号)を参照ください。

**質問** インボイス制度は令和5年10月1日から開始するが、その前に「適格請求書発行事業者」に申請登録した時点で課税事業者となりますか?

令和5年分について免税事業者である個人事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けた場合(登録に際して令和5年分を適用開始課税期間とする課税選択届出書を提出した場合を除きます。)  
令和5年分について免税事業者である個人事業者が令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けた場合(令和5年10月1日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録の効力は登録日である令和5年10月1日から生じることとなります。)には、登録日である令和5年10月1日以降は課税事業者となりますので、令和5年10月1日から令和5年12月31日までの期間に行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて、令和5年分の消費税の申告が必要となります。

### 《免税事業者に係る登録の経過措置》

(例) 免税事業者である個人事業者が令和5年10月1日に登録を受けるため、令和5年3月31日までに登録申請書を提出し、令和5年10月1日に登録を受けた場合



(参考1) 令和4年1月1日から令和4年12月31日までの課税期間(令和4年分)について免税事業者である個人事業者が令和4年中に登録の通知を受けたとしても、適格請求書発行事業者の登録日は令和5年10月1日となりますので、令和4年分の消費税の申告は必要ありません。



国税庁HP インボイス制度



テキスト

令和3年12月1日に名古屋中村税務署から講師をお招きしてセミナーを開催しました。参加者は、ご自身の事業に係る関係してくることも有り真剣に受講していました。アンケートの回答は当会ホームページを閲覧ください。  
アンケートの中に、みなさんも関心を寄せる質問がありました。国税庁のホームページの「Q&A」から一部抜粋しました。また、使用したテキストなどのQRコードを載せておきますので活用ください。

## 「インボイス制度」セミナー開催

# 青色決算・所得稅 確定申告に向けて! 消費税

## 決算の準備

- 帳面の確認 (領収書の金額や通帳残高の一致など漏れや誤りがないか確認)
- 売掛金  買掛金  未払費用  前受金  前払費用  自家消費
- 家事関連費(水道光熱費・通信費、地代家賃、車両関連費、固定資産税など)の按分
- 商品の棚卸  修繕費と資本的支出(減価償却費の計算)
- 不動産貸付業の方は、入ってくるべき家賃と入金の確認(未収賃料・前受賃料の確認)

## 給付金・補助金等の取り扱い

- 申請した給付金と振り込みのあった給付金の確認  
給付金合計を青色申告決算書2ページ目の雑収入の欄に記入
- 愛知県感染防止対策協力金  愛知県新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金
  - 一時支援金  月次支援金  愛知県中小企業等応援金  他
- \*2021年に申請した給付金が年内に入金が無く、今年1月に入金があった場合、取り扱いを確認ください
- 補助金等は取り扱いを確認
- 小規模事業者持続化補助金  他

## 所得稅確定申告書B第一表の改訂

- ・押印欄の廃止
- ・事業収入の区分欄の創設 (図参照)

収入金額	事業	営業等	区分				
	業	農業	区分				
	不動産		区分				
	利	子					
	配	当					
	給	与	区分				
	雑	公的年金等	区分				
		業務	区分				
		その他	区分				

事業・農業収入の区分欄、不動産収入区分欄2について電子帳簿保存や複式簿記の記帳であるかなどを記載します。表を参照にして数字を記してください。

区分	説明
1	電子帳簿保存法の規定に基づき、税務署長の承認を受けて、総勘定元帳、仕訳帳等について電磁的記録等による備付け及び保存を行っている場合
2	会計ソフト等の電子計算機を使用して記帳している場合(1に該当する場合を除きます。)
3	総勘定元帳、仕訳帳等を備え付け、日々の取引を正規の簿記の原則(複式簿記)に従って記帳している場合(1及び2に該当する場合を除きます。)
4	日々の取引を正規の簿記の原則(複式簿記)以外の簡易な方法で記帳している場合(2に該当する場合を除きます。)
5	上記のいずれにも該当しない場合(記帳の仕方が分からない場合を含みます。)

個人年金に係る収入がある場合は「1」 暗号資産取引に係る収入がある場合は「2」  
両方の収入がある場合は「3」を記載

\*確定申告書は事務局、支部指導会場にて配布します。会員必携4頁~5頁に掲載がありますので活用ください。

## 会員の皆様へ、事務局は大変混みますので税理士先生が従事する 2月の確定申告支部指導会場にお越しください

会計ソフト使用の方へ ネット環境無しでも帳簿確認ができる会計ソフト(ブルーターナルなど)をお持ちの方は、USB、PCを持参のうえ会場へお越しください。